

平成23年度第3回

さっぽろ食の安全・安心推進委員会
条例検討専門部会

議 事 録

日 時：平成23年12月9日（金）午前10時開会
場 所：WEST19 2階 研修室A・B

1. 開 会

○事務局（宮原食の安全推進課長） それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成23年度第3回さっぽろ食の安全・安心推進委員会条例検討専門部会を開催いたします。

本日は、師走の何かとお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

私は、本日進行を務めさせていただきます保健所食の安全推進課の宮原でございます。よろしく願いいたします。

それでは、委員の皆様の出席状況を確認させていただきます。

先ほど、大宮委員から、交通事情で遅参のご連絡がございました。10分ほどで来られるのではないかと思います。

ただいまの出席なさっている委員の皆様は、委員総数6名に対しまして5名でございますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

また、事務局の方には、関係職員が出席しておりますので、よろしく願いいたします。

2. あいさつ

○事務局（宮原食の安全推進課長） それでは、開会に当たりまして、食の安全担当部長の木田より、一言ごあいさつを申し上げます。

○事務局（木田食の安全担当部長） 皆様、おはようございます。

食の安全担当部長の木田でございます。

今日は、師走のお忙しい中にもかかわらず、また、お寒い中にもかかわらず、ご出席いただきまして、大変ありがとうございました。

先日、市長の記者会見の中で、これから市内の学校給食についても独自に放射能の検査を始めまして、放射能が暫定規制値以下でも検出されれば使用を控えるというような考え方が示されたところでございます。これは、全国的にも例のないことございまして、市内はもとより、市外からもお褒めの言葉をかなりたくさんいただいているところでございます。保護者の気持ち、安心に配慮した対応が求められている表れではないかというふうを考えているところでございます。

さらにまた、一昨日になりますけれども、暫定規制値以下ではございますが、乳児用の粉ミルクから放射能が検出されたということで報道がございました。現在、札幌市でも、市内で流通している粉ミルクの検査を行っているところでございまして、今日の早いうちにも発表できるような状況になるのではないかと考えているところでございます。

それから、お知らせですけれども、来年の1月21日土曜日から2日間の日程で、サッポロファクトリーにおきまして、食の安全・安心体感フェアというイベントを開催する予定とさせていただきます。市民の皆様には札幌市の食の安全・安心に関する取り組みを親しみやすくお伝えする内容でございますので、ご興味があれば、ぜひご来場いただきたいと考えているところでございます。

さて、本題ですけれども、きょうは3回目の部会でございますので、これまでの検討内

容に加えて、条例に盛り込む具体的な取り組みなど、一層踏み込んだ内容となっております。食の安全・安心を一層推進いたしまして、新しい条例が札幌らしい特色あるものとなりますよう、委員の皆様のご積極的なご発言を期待申し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

◎資料確認

○事務局（宮原食の安全推進課長） それでは次に、本日お配りしている資料のご確認をお願いいたします。

資料は事前にお送りしておりますけれども、いま一度ご確認いただきまして、不足などがございましたら事務局の者にお知らせください。

まず、上から、会議の次第でございます。次に、座席図、そして、資料の1から3-2まで、また、参考資料といたしまして食品衛生法概要と小浜市食のまちづくり条例概要をお配りしております。

さらに、今日お配りしましたキッチンメール、これは昨日でき上がってきたものですが、札幌市の方で市民に対してこういった情報をお配りしているものですが、今回は、放射性物質と食の安全ということを特集いたしましてこのような冊子をつくりましたので、参考にさせていただきたいと思います。

なお、資料の確認については以上でございますけれども、この会議は、皆様ご承知のとおり、札幌市情報公開条例により原則公開としておりまして、配付資料や議事録などは、後日、そのまま札幌市のホームページなどに掲載される予定ですので、ご了承願います。

また、発言につきましては、挙手をしていただきまして、お近くのマイクをお使いになるようお願いいたします。

では、これ以降の会議の進行につきましては、大西部会長にお願いしたいと思います。よろしくようお願いいたします。

3. 議 事

○大西部会長 それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の予定されております議題は全部で3つあります。お手元の次第3の会議内容で(1)(2)(3)の3つあります。1番目が振り返り、2番目が、市民、事業者、市それぞれの役割について、3番目が、札幌市に求められる具体的な取り組みです。

なお、本日の終了時刻は11時30分を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。

今回も、前回に引き続きまして、皆様方には、ぜひ積極的なご発言を賜りたいと思います。

それでは、1つ目の議題の前回会議の振り返りです。

前は、初めに、条例を制定する方向で議論を進めていこうというお話をいたしました上で、条例の名称や目的、理念などについて広くご議論いただいたところです。また、そのほか、今後議論を進める上で、食品衛生法等関連法令の概要も把握しておく必要があるという意見も出ておりました。

こういったことを受けまして、第1回目と前回の会議で出ましたご意見の振り返り、それから、食品衛生法などの関連法令につきまして、事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○事務局（小山内調整担当係長） 調整担当係長の小山内です。

それでは、私の方から、資料1に基づきまして、これまでの意見概要についてご説明をさせていただきます。

続きまして、参考資料1と2に書いております食品衛生法等の概要、それから、小浜市の食のまちづくり条例の概要を、担当の重永の方から後ほどあわせて説明させていただきます。

それでは、資料1に基づきまして、これまでの意見概要ということで振り返りをさせていただきます。

お手元の資料1をご覧ください。

これまで会議は2回開催しております。大まかにお話ししたことをそれぞれ三つのスキームに分けまして、一番上の左からに書いていますとおり、「条例についての基本的な考え方」、「各主体の役割」、今日はこれについてはもう少し深く突っ込んでお話ししたいと思います。それから、「札幌市に求める具体的な取り組み」ということで皆さんからそれぞれご意見をいただいたところでございます。

札幌市に求める具体的な取り組みにつきましては、今日の後半、それから、次回の会議でさらに実効性を高める方策やいろいろなことについてお話ししていただきたいと考えておりますけれども、前2回では、まず、基本的な考え方などについてご議論いただき、条例の必要性については前回会議で、皆さん方のご同意といたしますか、条例は消費者側、事業者側双方からあった方が有益ではないかというようなご意見をいただいたと思っております。

また、それぞれ条例の目的と目指すべき方向性とか札幌市の特色を持った方がいい、それから、独自性があった方がいいというご意見もございました。それから、私ども事務局の方からも申しておりますけれども、札幌市は観光都市としての側面もありますから、そういったことも条例の中に入るといいというようなお話なども出ております。

それから、それぞれの役割、もしくは責務につきましては、今日これから深く掘り下げて議論していただくことになると思いますが、条例の対象とか、行政の責務とは何か、事業者の責務とは何か、それから、事業者間での情報共有が必要なのではないかなというようなお話がありました。また、消費者の役割というのは、ただ受け手というだけでなく、主体的に動く、行動するということが大事ではないかというお話があったように思ってお

ります。

また、札幌市に求める具体的な取り組みの中では、これから条例の名称を考えるに当たって、こういう考え方はいかがかということで、多くの自治体で出してもらっている条例とは違った、もう一工夫あってもいいのかなというお話があったり、条例そのものについては紛らわしくない名称がいいということなので、副題というか、愛称みたいなものがあるのもいいのではないかとこのお話をいただいております。

これについては、次回会議でさらに深くお話ししていただこうと思っております。また、実効性を確保するためには、公表とか、それこそ罰則というようなことが考えられまして、こういったことについてはどういうふうにしていったらいいのかというお話もいただいております。

また、リスクマネジメントにつきましても、この条例に盛り込む内容としては非常に大事な要素の一つではないかというようなお話が出てきたと思います。

雑駁ではございますが、前2回の意見につきましては、大まかにこのような形で整理されるのではないかと考えております。ちょっと漏れているところもあるかもしれませんが、また今後整理しまして、皆様方の意見を意見書という形で取りまとめていきたいと思っております。

続きまして、参考資料1と2につきまして、担当の重永の方から説明させていただきます。

○事務局（重永職員） 食の安全推進課の重永でございます。

これより、関連法令の概要につきまして説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、最初に食品衛生法についてご説明をしていきます。参考資料1をご覧ください。

まず、食品衛生法の目的としましては、「食品の安全を確保し、飲食によって生じる危害の発生を防止する。」と定められておりまして、現在、食品等の関係事業者の方は、この法律に基づいて、いわゆる「規制」を受けている形になっております。

法律は、全部で11章までありますが、この中で、「規制」に関することとして幾つか抜粋してまいりますと、まず、第2章から第4章までに、“規格”とか“基準”が定められております。食品、食品添加物について、器具、容器包装や食品の表示など、~~こういう~~ ~~さまざまな~~ものについての“基準”、“規格”が定めることとされておりまして、例えば、認可された食品添加物以外は使用・販売等してはならないとか、基準値を超える農薬の残留した食品を販売してはならないとか、そういったような規定も盛り込まれております。

そのほか、第9章では、食品関係の営業に関する規定としまして、施設の構造・設備といったハード面の基準や、施設の清潔の保持といったソフト面の基準について条例で定めることが規定されております。

このように定められました規格、基準、あるいは施設基準に違反した者については、同

じ9章の中で、営業許可の取り消し、あるいは違反食品の廃棄命令といった行政処分を行うことができる定められているところです。

そのほか、第10章には、公表についての定めがありまして、食品衛生法に違反した者については、危害を防止する目的でその名称等を公表することができるというような条項が定められております。

また、第11章には、罰則についての定めがあります。食品衛生法の違反者に対しては、違反の種類に応じて最大で3年以下の懲役、あるいは300万円以下、法人の場合は1億円以下となっておりますが、罰金を課すことができるということが定められております。

次に、資料の裏面になりますが、今、ご説明しました食品衛生法に基づいて詳細等を定めている条例が、北海道の食品衛生法施行条例と札幌市の食品衛生法施行条例の2つになっております。この2つの条例により、先ほど、営業の部分で申し上げました基準について定めております。

ちなみに、札幌市の場合は、いわゆる施設基準については、北海道の条例を適用しており、ソフト面の管理運営基準につきましては、札幌市の条例で定めているという「つくり」になっています。

当然、こちらの基準に違反した者についても、行政処分の対象になったり、場合によっては罰則の対象となることがあります。

一方、食の安全についての別の法律として食品安全基本法というものがあります。こちらについては、法律の目的としましては、「食の安全に関する基本理念、あるいは基本方針を定めて適切に推進する。」というものとなっております。

法の「つくり」としましては、3つの基本理念を定め、この基本理念に基づいて、行政、事業者の責務、消費者の役割を定めております。そして、その定めに基づきまして、国や地方公共団体における施策策定の基本方針を示した形となっております。

各自治体等の食の安全・安心推進条例につきましては、おおむねこの食品安全基本法の考え方にのっとりまして、関係者の責務、役割をより具体的に示したり、あるいは、具体的な取り組み内容の詳細を規定して位置づけているのが一般的な「つくり」なのかなと考えているところでございます。

続きまして、参考資料2になりますが、前回の部会において話題に上がりました小浜市の「食のまちづくり条例」の抜粋になっております。こちらについても簡単にご説明させていただきますが、この条例では、名前のとおり、「食のまちづくり」が目的として掲げられているところでございます。

小浜市の条例につきましては、今までご説明した食品衛生法のように、いわゆる食の安全の確保がメインというよりは、食文化とか食の伝統、食を育むための環境の保全、食を生かした観光産業の発展といったことが主な内容となっております。食の安全につきましては、基本施策等の中に1項目として「安全で安心な食のまちづくり」が触れられているという形になっております。詳細につきましては省かせていただきますが、おおむねそ

のような内容となっております。

以上で、関連法令と小浜市の条例についての説明とさせていただきます。

○事務局（小山内調整担当係長） 事務局からの説明は、以上でございます。

○大西部会長 どうもありがとうございました。

時間の制約もありますので、法令、条例等についてはポイントになる部分だけですが、あらあらのご理解はいただけるのではないかと思います。

幾つか確認させていただきたい点がありますけれども、まず、これまでの振り返りの資料1ですが、これまでのご議論の中で重要なキーワードが幾つか出てきております。1つは、札幌市を観光都市としてつかまえるということです。

それから、事業者間での情報共有です。まとめでは、事業者間の情報共有ということになっておりますが、これは関係者全体における情報共有ということも考えていいのではないかと思います。

それから、消費者の役割のところでは、行方委員からのご発言だったと思いますが、賢い消費者になってほしいというご発言もありました。

それから、公表ですね。条例に実効性を持たせるためにどのような手段があるかというポイントがありますが、公表という仕組みを使うことで条例の実効性を高めるというご意見も出ております。

それから、まだなかなか内容に立ち入った議論はしていませんが、リスクマネジメントという言葉も登場しております。

それから、法令の方ですが、参考資料1ですが、食品衛生法の中で違反者の公表という制度が既に入っております。ただ、食品衛生法の方で公表制度があるといつて、私どもが検討しております食の安全・安心条例の中で公表を規定できないということではなく、要件に差をつけること、目的に違いを設けることによって公表という仕組みを条例に盛り込むことももちろん可能です。

それから、裏面の参考資料2に移りまして、食品安全基本法は2006年に制定された比較的新しい法律ですが、この法律が食の安全・安心をめぐる初めてリスクコミュニケーション、リスクマネジメントという仕組み、概念を導入したわけです。先ほどのご紹介にもありましたように、各自治体で制定されております食の安全・安心条例は、この食品安全基本法の制定がきっかけになって制定されているというのが一般的です。したがって、食の安全・安心推進条例の一般的な内容は、この食品安全基本法が言うリスクマネジメントを中心としてつくられているということが言えると思います。

それから、参考資料の2のところでご紹介があった小浜市の条例ですが、これまた既にご紹介済みですが、安全・安心という観点が入っているのは条例の22条だけでして、ほかのところは、専ら食文化、食産業を中心に小浜市のまちづくりを推進しようというまちづくり基本条例のような性質の条例だということが言えると思います。

一部蛇足もありましたが、私の方で事務局からのご説明に若干補足をさせていただきます

した。

それでは、ただいまの事務局の説明を受けまして、まず、ご質問です。それから、もしご質問がなければ、ご発言を積極的にお願いいたしたいと思います。ご自由をお願いいたします。

行方委員、いかがですか。

○行方委員 私は、今回、事務局から資料を送っていただきまして、小浜の条例に非常に興味を持って、いろいろ読ませていただきました。

10月の資料の中の最初の1ページ目に、附則というところであったのですが、小浜というところは、古くは飛鳥・奈良時代から宮廷に食材を供給した全国でも数少ない、初めて見た漢字なのですが、御食国（みけつくに）ということで大変に歴史があると。そして、若狭ということで、海のものもあれば、農畜産物すべてがある地域なのだということに改めて感じまして、歴史の深さが札幌とは全然違うなと思いました。そういう中から、食のまちづくり条例も、基本的には安全・安心は割と後ろの方に来て、先ほど大西部会長さんもおっしゃっていましたが、全体のまちづくり的なものになっているのだなということで、札幌の目指すものとはちょっと違うのかなという思いは起きてきました。

それでも、まちづくりということは大切ですし、やはり食の安全・安心も大切です、観光客に対する安全・安心ということも大切だということで、京都のよいところも入れていかなければいけないし、小浜のいいところも入れていかなければいけないし、札幌の独自性も持っていかなくてはいけないということで、大変難しい役割を私たちは担っているのだなと思いました。その割には大した意見を出せませんが、そう痛感しました。

以上です。

○大西部会長 他のご意見はいかがでしょう。

今の行方委員のご発言は、専ら小浜市の条例が中心でしたが、ほかの皆様方から何かご発言はありますでしょうか。

関連法令等につきましては、今後も議論の中でたびたび確認しながら進めてまいりたいと思います。

委員の皆様も、議論の途中で確認したいということがございましたら、ぜひご遠慮なさらずに、積極的、その都度で全然構いませんので、ご質問をいただければと思います。

前回の振り返りはこの程度でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○大西部会長 それでは、先へ進めたいと思います。

次に、二つ目の議題であります主体の役割、つまり、安全・安心な食のまちづくりを進めていくための主体である市民、事業者、行政の3者の役割についてです。

本日は、前回の会議でお話いたしました3つの視点のうち、2つ目の安全で安心な食のまちづくりを進めていくための主体の役割についてと、3つ目の安全で安心な食のまちづくりを進める上で札幌市に求められる具体的な取り組みについて、この2つを中心にさ

らに議論を進めてまいりたいと思います。

まず初めに、各主体、市民、事業者、行政の3者の役割についてどういうことが考えられるか、それぞれの皆様方のお立場からご意見を賜ればと思います。

ご意見をいただく前に、参考としまして資料2について事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（小山内調整担当係長） それでは、事務局より、資料2に基づきまして簡単にご説明させていただきたいと思います。

資料2は、各自治体での条例における市民の役割及び事業者・行政の責務の抜粋ということで、いつもながらですが、北海道、東京都、名古屋、京都の条文をそのまま抜粋しているものでございます。

上から順番に簡単に触れたいと思いますが、まず、市民の役割ですが、北海道につきましては、1項と2項を設けています。一つ目としましては、道民が適切に行動する、それから、安全・安心に係る知識及び理解を深めるよう努力しなければならないというような規定を設けております。それから、二つ目としては、国や道の施策等々について協力してくださいというような2項立てになっています。

続きまして、東京都につきましても、同じように、都民が食の安全確保に積極的な役割を果たすということと、2項目としては、行動してくださいということです。それから、都の施策に協力してくださいということが書かれています。

名古屋につきましても、同じように、市民は食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする、それから、市が実施する各施策に協力してくださいということです。京都は、同じように、意見を表明するとともに、安全・安心の施策について協力してくださいというような形です。

このように、市民の役割については、大方、市民、道民、都民、それから消費者として積極的に行動してください、それから、行政がやることに協力をしてくださいというようなつくりで各自治体でなっております。

さらに、事業者の責務につきましては、事業者各自がそれぞれ関係法令を遵守して安全性の確保に取り組んでくださいというのが道です。また、国、道、市町村でやる施策について協力してくださいということです。

それから、東京都につきましては、安全性の確保ということで、自主的な衛生管理を推進してください、こういう責務がありますということです。それから、前回の会議の中で大宮委員から、事業者の方々も必要な知識をたくさん持っていてほしいというお話がありました。この東京都の2項につきましては、事業者が自ら取り扱う食品など、または生産資材の特性に応じた食品の安全の確保に係る知識の習得に努めなければならないということで、これはちょっと特色的な責務になっています。また、東京都は事業者の責務をたくさん書いております。続いて、危害防止ということで、何か悪いことが起こったり、起こるおそれがある、被害を拡大させないということに対して、迅速な行動をまず事業者とし

て講じてくださいということです。また、事業者として積極的な情報公開をしてくださいということです。それから、必要な記録をしておいて、それを保管してください。正確かつわかりやすい表示を努めてほしい。それから、都がやる食の安全確保に関するものについて協力してくださいということが記載されております。東京都については、道は、単に自治体がやる施策に協力してくださいということと、自分たちで積極的に安全確保に取り組んでくださいというものが大きな2つの柱ですが、それ以外に、知識の習得とか積極的な情報提供とかわかりやすい表示などを入れているところが大きく異なります。

名古屋につきましては、今お話した自治体と大体同じで、事業者は、安全の責務を持っているのでしっかりやってくださいということと、衛生管理を実施してください、それから、名古屋市のやることに協力してくださいということです。

京都につきましては、先ほど来ずっと出ている自治体がやる施策に協力してくださいということが1つの柱です。それから、自主的に衛生管理を実行してくださいということで、これが責務であると言っているものが2つ、それにプラス、東京都が言っているところの食品事業者は自ら取り扱う食品等の安全性に関する知識の習得に努めなければならないということで、ここで知識の習得が出ています。

続きまして、行政の責務です。行政の責務につきましては、ほとんど一緒ですので割愛しますがけれども、我々の食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に実施することと、他の自治体とは緊密に連携を図りますというようなことが書いてあるだけで、ちょっと寂しいなという状況です。

それから、京都の自治体の責務としまして2項目ですけれども、「本市は、食の安全安心施策の策定及び実施に当たっては、市民及び観光旅行者等の意見を適切に反映するよう努めなければならない。」とあります。これは、他の自治体とちょっと違った行政の責務ということでご紹介いたします。

あくまでも、こちらは4自治体について抜粋したものでありますが、大方、ほかの自治体につきましてもこのようなつくりで、行政、市民、事業者の役割、もしくは責務というところの条文の構成になっていると考えております。

事務局からの説明は、以上でございます。

○大西部会長 どうもありがとうございました。

以上の事務局からの説明もぜひご参考にされた上でご発言をお願いいたします。ご自由をお願いいたします。

大宮委員、お願いいたします。

○大宮委員 市民の役割のところからですが、北海道も東京都も他のところもそうですけれども、地域の食文化と食の安全及び安心に関する知識及び理解を深めるよう努めなければならないと、どこの自治体もそういうふうに掲げているようです。例えば、具体的に市民は何をどうすれば知識を深められるのかというところがあるのですが、その辺ももっと具体的にしてあげたら、消費者ももっとわかりやすいのではないかと思います。

○大西部会長 消費者がどのような方法、手段で食の安全・安心に関する知識を習得していくか。

○大宮委員 行政が何かお手伝いするというので、今出ている北海道とか東京都についてですけども、そういう冊子をつくっているとか具体的なことがあるのか、あったらいいなと思います。

○大西部会長 その点、現状についてご説明いただきたいと思います。

○事務局（小山内調整担当係長） 推測で申しわけありませんが、どの自治体も、先ほど私どもがお配りしたようなキッチンメールのような情報誌等々やホームページでの情報提供をやっていると思います。

今、大宮委員がおっしゃられたように、条文での記載でちょっと具体性がないというところだと思います。各自治体につきましては、条例の下にアクションプランというか、計画のようなものとか、年度ごとに事業計画のようなものを策定してしまっていて、その中で、道民、都民の方々にどのような情報提供をやるかということについて、具体にはそちらの方に示されていると思います。

ここでは、住民の方々に義務規定的にはなっておりますが、望んでいるというようなレベルで条文としては書き込まれているのではないかと考えています。ですから、条例そのものに具体性はないかもしれませんが、それ以外のところで具体的な方策を示しているのではないかと考えております。

○大宮委員 わかりました。

ホームページだったり、こちらのキッチンメールについても、保健所に来ればこれがあるということですが、一般市民はどのように理解をするのでしょうか。

○事務局（小山内調整担当係長） 今、大宮委員がお話しいただいたことは、ちょうど次の議題の、情報提供というところで、我々が出し手、それから、受け手となる市民、事業者の方がどういうふうに関心を持つかということについて、もっと具体性を持ってその中で議論していきたいと思っています。

結局、今、大宮委員が言ったように、我々も出しっ放しというか、具体的にどこで情報をとれるのかということの周知等々がなかなかされていない状況にあります。そこら辺については、今後、こういうご議論の中でいただいた意見を踏まえて、より正確にお手元に届くというか、消費者の方々により正確に早く届くような仕組みを考えていきたいと思っています。

○大西部会長 今の点は、リスクマネジメントの観点からも非常に重要なポイントだと思っています。

ちょっと余談ですが、例えば、がん治療で、新しい治療方法が開発されて治療が始まったという情報を現場のお医者さんたちや研究者は表に出さないのです。専門家、プロが見るインターネットサイトには載せるようですが、深刻な問題なわけですから、広く一般の人たちで興味、関心がある人たちがたくさんいるにもかかわらず、積極的に情報を提供す

るという姿勢に乏しいところがある気がします。

その薬等の治療方法の効果を確認するために患者さんが必要なわけですが、その患者さんの協力者がどうやって集まってくるかという、担当のお医者さんが私の目の前でそういうことを言ったのですけれども、どういう手段を使ってこの情報を手に入れたかわかりません。何らかの形でこういうことをどこかでやっているということをだれかから聞いて参加してくるということなのですね。それを聞いて私はびっくりしているのですが、行政の側からもう少し積極的にこういう情報がここにありますということをアピールされた方がよろしかろうと私は思います。

それは、もちろん問題の性質にもよるので、常にどんな情報についても積極的にやれということでは必ずしもないのですが、私はそういう印象を持っておりますので、ぜひ、何か具体的な方策を盛り込むことができるなら、それに越したことはないと思っています。

それから、今、小山内係長からご紹介があったように、本日取り上げる3番目の議題の資料の3-1、3-2の方で、札幌市が行っている情報提供の具体的な内容についてご紹介がなされる予定です。

ほかにご意見はありますか。

○大金委員 今の話になりますが、積極的に情報を伝えるという行政の役割は、この責務の中に入ってくることになるのですか。総合的な施策というのはそのことなのですか。例えば、具体的な役割の中に市民に確実に情報を伝えるということを入れてはまずいのですか。

○大西部会長 それは、今後の議論の流れ次第だと思います。大事なポイントだということとは皆さんご了解いただけると思いますので、2の論点で取り上げるのか、3の論点で取り上げるのか、それから、実際に条文の形、あるいは条文ではなく要綱の作成などどこに位置づけるかというのは、また後の技術的な問題だろうと思います。どこかでは取り上げます。

ほかにご意見、ご質問はありませんか。何でも構いません。

藤原委員、いかがですか。

○藤原委員 今は市民の役割ですね。市民の役割については、どうしてもいろいろな情報などにしても受け身的な部分でとどまると思いますので、市民においては発信力を求めるのは難しいのかなと思います。そうなりますと、北海道、東京都、あるいは、名古屋、京都それぞれの役割が出ていますが、この参考となる役割に一般的にはとどまらざるを得ないのかなと私は思います。

○大西部会長 行方委員、その点はどうですか。

○行方委員 私も、改めてこういう情報や他の地域のものを見て、消費者とか市民の役割を明文化されていることに、はあっという驚きのようなものを感じていまして、そうだったのかと思っています。

実際に一般市民の方は、役割があるのだということを認識していないのではないかと思

いますし、私自身も認識していなかったのです。結局、この食の安全に対する気持ちは、ある意味、すごく二極分化されていて、そんなものは全く気にしない、売っているものなら安全なのよということ、何であろうと平気で買うと。例えば、海外から来るものなどもありますね。見た目は大して遜色ないのですが、価格的には安いのですね。でも、鮮度は絶対に違うし、飛行機で送ってくるのか、船便で送ってくるのかわからないですが、氷をびっちり詰めて送ってくるということで、見た目は鮮度が落ちていないように思うのですが、やはり栄養価は違うということで、極力、ずっと国産品を買うようにしていたのです。このたびの放射線の関係で雰囲気も大分変わってきているかもしれませんが、全然気にしないで安いものを、安いから悪かろうということではないのですが、ぱっととってしまう人と、気にする人はそういうことを気にします。それから、添加物でも何でも、安全性を気にしている人は、ネットで調べたり、ありとあらゆる手段を使ってお勉強をするし、調べたりもするし、問い合わせもします。その辺の二極分化している人たちにどのように情報を送っていくかということは非常に難しいと思います。

例えば、子育て中のお母さんたちや全校生徒の家庭にパンフレットを配るとしても、興味ない人は、ああ、これかみたいな感じで、見ないのです。学校の大事なことも見ない人もいるらしいです。また、家庭においても、今ではまな板がない人がいるとか、コンビニで買ってきてぱっと出すとか、個食化とか、子どもたちは勝手に好きなものを食べて、朝はおにぎりだけとか、牛乳がついていればまだいい方だとか、そういう実態も実際にあるので、それが市民の役割と言われても非常に難しいと思いますし、それをまとめていくのは非常に難しいことだと私は現実的に思っております。

以上です。

○大西部会長 どうもありがとうございます。

社会全体の食の安全・安心に対する防衛力といいますか、対応能力といいますか、そういうものを高めていくためには、できることは全部やるということですね。関係当事者全員の平均的なレベルをアップしていくという取り組みが必要なのだらうと思います。ですから、両極はあり得るというのはご指摘のとおりかと思うのですが、そこでも平均値をどんどん上げるような努力が必要だらうと考えています。

今、市民の役割ということでご発言をいただいておりますが、事業者サイドではどんなふうにお考えでしょうか。

田中委員、お願いいたします。

○田中委員 東京都の事業者の責務を見ますと、既に食品衛生法でいろいろ書かれていることが重複したような形になっていると思うのです。例えば、2番は食品衛生法の条文がそのままのような形で書かれていますし、3番あたりもそのまま書かれていると思います。かなり重複しているような内容になっています。北海道のものは、生産者等々が書かれています。1番、2番の自主的に食品の安全性の確保に取り組まなければならないとか、それから、国、道、行政が実施する食品の安全・安心に関する施策に協力しなければなら

ないと、この程度ではないかと感じました。

○大西部会長 どうもありがとうございます。確かに、そういう部分が多々あるということとはご指摘のとおりだろうと思います。そうは言っても、繰り返し書き込むということは大事だからであって、必ずしも重複、繰り返しが悪いということにはならないと思います。やはり、大事な問題は関連する分野で繰り返し強調して構わないだろうと思います。

大金委員、お願いします。

○大金委員 僕も、田中委員と同じように、東京都のものが気になりました。きっと、東京というのは、日本人以外の方々の飲食が物すごくふえていますね。僕らが常識的に思っていることとか、法律のことは、日本語で書かれているからわかりやすいけれども、外人にとっては非常にわからないのではないですか。そういう意味で、条例は、すごくわかりやすいとか、見やすいとか、英文については外人がわかるような冊子でもつくっていらっしゃるのかと思うのですが、そんな見方をしたのです。

先ほどの市民の役割もそうなのですが、過去ならば、親がずっと食事をつくってきているのを見てきていますから、基本的な衛生的なことは身につけていたと思うのですね。言われたとおり、近年のお母様方を見ると、何もしない人も増えてきていますから、ひょっとしたら、この役割もしっかりうたわなければいけないと思います。日本がもともと持っている大事な衛生観念が崩れてきていますから、この辺も重複しなければならないだろうと思います。

札幌市も、観光とか、外人がふえてくるのであれば、確かに東京のように、なかなか法律は浸透しない分、こういう形にしてあげないとだめだから東京都はあえてこうしたのかなと思ったのです。これは英文のものがあるのかなと思いました。

○事務局（小山内調整担当係長） 今、大金委員が言われたことについて、私どもは確認していないので、次回の会議までには確認したいと思います。

ただ、今のご指摘のとおり、他の事例でも、外国人の方が多地域などは、やはり、食の安全という施策だけでなく、いろいろなところでそういう工夫をされていると思われます。この前、田中委員から、「しょくまる」（札幌市食品衛生管理認定制度）についても英語版のものをつくっていくというような話もありましたが、東京の方でもそういうことをされているかもしれませんので、それは確認させていただきたいと思います。

○大西部会長 ちょっとずれてしまうかもしれませんが、石狩の方で、中国人観光客に対して、有名ブランドの牛肉だと称してそうではないものを販売したという事件がありました。ああいうお店は、外国人のために韓国語とか中国語で、この店はこういう肉を提供していますというような情報提供はなさっているのでしょうか。

○事務局（小山内調整担当係長） 私どもが知っている限りでは、今回の件については詳細を存じ上げておりません。

ただ、これも今の部会長の話からずれるかもしれませんが、札幌にはたくさんの海外の方々がみえられています。中国の方や韓国の方を初め、多くの国の方々がみえられており

ますので、来年度以降、そういった方々にもわかりやすいメニューを外国語で提供しているとか、安全性を外国語でうたっているとか、その他食の安全や安心に特色のあるお店を調査しピックアップして、これは観光客も市民もあわせて対象になると思いますが、マップのようなものをつくっていこうという考えがあります。今のお話からはちょっとずれるかもしれませんが、札幌市といたしましては、外国人、観光客なども対象にしたそういう事業も考えているところです。

○大西部会長 どうもありがとうございました。

この問題は、結構広がりがありそうなので、もう少し時間をとりたいと思います。

特に事業者サイドから、田中委員、何かつけ加えることはございませんか。

○田中委員 私が話したのは、食品衛生法でもう既に決められていることについて、それを条例であえてつくる意義があるのかということです。部会長は、先ほど重要なことは繰り返してもいいのだとおっしゃいましたが、その辺が疑問に感じただけです。

○大西部会長 大宮委員からはいかがでしょう。

○大宮委員 前回の繰り返しになりますけれども、消費者の立場としては、食品の安全にかかわることについては、事業者、加工業者、飲食店に聞いたことについてはその場でその方々に的確にこたえていただきたいのです。それが一番シンプルですから、そういう社会になればいいなと思います。

ですから、責務のところは食品安全法の文面が繰り返されるのはいいということだったので安心しました。それがちょっとということであっても、何とか事業者サイドにそういうことが求められているのだというプレッシャーを与えられるような文面が入ってほしいと思います。

○大西部会長 ありがとうございます。

食品衛生法ですと、どうしても規制が中心になりまして、行政も事業者サイド向きになると思うのですが、現在、私どもが検討しております条例については、事業者のみならず、地域住民の皆さんに対しても内容をアピールしていく性質のものでありますから、必ずしも食品衛生法と同じ方向を向いているわけではない部分があります。ですから、同じ文言等が使われていてもそれほど支障はないと考えています。

○行方委員 私たちが直接食べるものを提供していただくのは、事業者というか、店舗や食堂やレストランなどだと思うのですが、今は、アルバイトの方が非常に多くて、教育がなかなか徹底されないのではないかという思いがあります。

私の体験として、私の娘の子どもが卵アレルギーなのですね。東京に住んでいるのですけれども、子育て中のママたちに、あそこは地元のものを使っているから割と安心だと言われているところへ行って、海鮮スープみたいなものを食べたのです。それにすり身だんごみたいなものが入っていて、よくつなぎで卵を入れるので、確認したそうです。そうしたら、バイトの方だと思うのですが、後ろに下がって確認して出てきて、卵は入っていないということだったので、食べさせたのです。しかし、帰りのバスの中でアナフィラキシ

ーショックになり、即、入院したのです。小さい子ですから1日でもいいかと思ったのですが、先生は大事をとって2日入院したのです。それで、娘も非常に怒って、ちゃんと確認したのに何だ、教育がなっていないということで、当然、店長みたいな方が謝りに来たりしました。入院だけで済んだからよかったです、そういうところをきちんと教育するのが非常に難しいと思うのです。

提供する側はわかっている、冷凍か何かで来ているのだと思うのですが、それを確認する手だてがきちんとしていなければ、非常に危ない社会だと思うのです。今、アレルギーが非常に多くて、私たちが育てていたころはせいぜいアトピーくらいで、食物アレルギーなどは聞いたことがない時代でした。しかし、だんだんと、そばアレルギー、小麦アレルギー、卵アレルギーなどが多くなってきました。この前は、食品ではないですけれども、「茶のしずく」という石けんの小麦アレルギーがありました。何も食べたわけではなくて、毎日洗顔していただけですが、小麦アレルギーになって、小麦のものが食べられなくなったということで、それはすごく恐ろしいことだと思います。

当然、生産者もちゃんとやっていかなければいけないし、飲食店もちゃんとやっていかなければいけないという非常に難しい時代なのだと思います。大変難しいことばかりを言っていて恐縮ですけれども、非常に難しい時代が来ているのだと思います。

また、焼肉の問題も、私はテレビで見たのですが、焼肉屋が個人のトングを用意しておくそうです。それはお持ち帰りできるそうです。そんなシステムも考えていく時代になっているのかなという思いをいたしました。

以上です。

○大西部会長 ありがとうございます。

直接消費者に接するお店、食品を提供するお店が仕入れている原材料があると思いますけれども、それ自体が加工されている可能性が高いわけです。そうすると、お客さんに直接面しているところにいる従業員の皆さんは、原材料の中に何が入っているかを100%把握し切れていない可能性が出てきますね。

○大金委員 それはすごく多いと思います。

特に、今は、各レストランも人手不足だから、加工されたものを使っているところが物すごく多いのです。場合によっては、ガスもなく、電子レンジだけでファミリーレストランができてしまう時代です。ですから、働いている方も全然わかっていないのです。今の表示法は、国では素材を小売で売り買いする場合は、表示義務はあるのですけれども、外食に関しては縛っていないのです。やってしまうと経済的に難しいので、消費者庁何かでもんでいるところではないでしょうか。なるべくなら外食も加工原料を表示してくれということですが、その縛りを小売までやってしまうと対応できないから、今はできなくなっています。

今話を聞いて驚いたのですが、実際に食中毒よりアレルギーになって病院に行ったということは保健所でカウントされているのですか。食品事故の中に入るのですか。僕も衛

生のことばかり考えていたのですが、食中毒はどのようなのでしょうか。

○事務局（宮原食の安全推進課長） 食中毒としての届け出という形では出てこないのですが、アレルギーの表示がなされていないくて、そういったものを購入して、アレルギーが出た場合については、こちらに届け出されまして、実際に調査をして、製造者に対しての指導という形で行ってはおります。しかし、アレルギーの届け出制度は今のところ具体的にどれくらいあるのかということとはわからない状況でございます。

○大宮委員 届け出というのは、レストランや飲食店が自主的に保健所に届けるという意味ですか。

○事務局（宮原食の安全推進課長） レストランや実際にかかった方からの届け出もこちらに上がってこない状況です。

○大宮委員 それでは、被害に遭われた方々が保健所に言わなければわからないということですね。

○事務局（宮原食の安全推進課長） そうです。

○大金委員 食中毒の場合は、食中毒菌が発生したということが病院で確認できた場合は、お医者さんは保健所に報告しなければいけないのですね。ただ、アレルギーの場合の通達はあるのですか。例えば、先ほどのケースの場合では、病院に入院されたわけですね。その病院はその件を報告しないのですか。

○事務局（宮原食の安全推進課長） アレルギーについては、ないかと思います。

○大金委員 それでは、全然わからないですね。

○藤原委員 それでは、自己責任ということですね。

○大金委員 先ほど座長が言われたように、外食では、そういう加工品がそのまま店に入ってしまったから、店の人も把握し切れていないように思います。ましてや、アルバイトは絶対にわからないですね。

○行方委員 確認には行ったと言うのですけれどもね。

○田中委員 しかし、アレルギー物質の表示義務はありますよね。

○大金委員 店に納品するときにです。

○行方委員 商品には卵や小麦などがありますね。

○藤原委員 エビ、カニなどは包装紙に書いてありますね。

○大金委員 外食で使われるときは、表示義務は店ではないのです。小売は法律でだめですけれどもね。

○行方委員 業者向けの加工品は、例えば、エビだんごみたいなものがあつたとして、袋には書いてあるでしょうけれども、搬入された店でそれをちゃんととっておいたり確認していなければ、お店に出てしまいますね。

○大金委員 お店でもわかる場所はわかるのです。納品される中に全部ついてはいますし、それはつかないといけないのです。

○行方委員 それをとってあればというか、一覧表にしてあるのかどうか。例えば、冷凍

のエビだんごなどの袋には当然書いてあると思うのです。しかし、それをきちんとファイルしてある店か、その袋をぱっと捨ててしまう店かによって随分違うでしょうね。

私は、身近にアレルギーの孫がいるからそう思うのでしょうけれども、聞いてみると、最近結構多いのです。冷めんにしても、そば粉が入っているものと小麦粉だけのものがあるのです。昔は冷めんなんてものはなかったけれども、10何年ぐらい前から日本でも生産されて、北海道のめん業者も生産しているのですが、表示を見てみると、そば粉が入っているものと入っていないものがあるって、お店で食べたときに、冷めんに入っているそば粉が入っていると思わないで食べた方がそばアレルギーで病院に駆け込んだというお話も聞いたことがあります。

ですから、これからはお店の対応が重要になってくるのではないかと私は思います。アレルギーまで入れていくとなると条例も大変になると思います。結局、食中毒は蔓延していくことがあるから、医者も通報しなければいけないけれども、アレルギーは個人の問題ですから通報義務がないのです。例えば虐待などは通報義務ができましたね。余りにも虐待が多いということで、お医者さんが虐待の痕跡があるということで警察に通報するシステムができましたけれども、アレルギーまで入れるのはなかなか難しいと私は思います。実体験をお知らせいたしました。

○大西部会長 うなってしまう問題が出てきましたね。

○事務局（木田食の安全担当部長） 先ほど、石けんの話がありましたけれども、普通は石けんと食べ物のアレルギーが結びつくなんて常識的にはなかったはずですから、多分、それぞれの医療機関の症例が集められて、消費者庁の方で情報の集まりを見て総合的に判断してああいう結果になったと思うのですけれども、非常に稀ですし、あれをよく突きとめられたなと思います。ある特定のお医者さんがかなり熱心に調査した結果だというふうに聞いていますけれども、非常に特殊なケースだったと思います。

食品の話に関しても、今お話があったように、個人の体質の問題がありますし、あるいは表示制度そのものは、整備されつつありますが、実際に飲食店で食べる段になりますと、先ほど指摘のあったように、表示された袋がすべて残っているわけではないですし、その表示をすべての社員が熟知しているという状況では必ずしもないのだろうと思うのです。そういう部分では今日的な課題の一つかなという感じを受けています。

○大西部会長 今、部長からもご発言あったように、今、この場でどうこうというふうに言える問題ではない感じですね。

しかし、条例の中に盛り込むのは無理かもしれませんが、その前の段階でさまざまな行政内部の手续がありますから、そういうところで、また別な場でいろいろなアイデアを出していただくということのきっかけになるご発言ではなかったかと思います。どうもありがとうございました。

ほかにご発言がなければ、関連しておりますので、先に進んでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○大西部会長 それでは、第3番目のお話ですが、続きまして、安全・安心な食のまちづくりを進める上で、札幌市に求める具体的な取り組みについてのうち、情報の提供、情報の発信、または情報の共有などについて、あるいは、地域で食の安全・安心について取り組んでいること、取り組もうとしていることへの札幌市による支援について、どんなことが考えられるかご意見をいただければと思います。

ご意見をいただく前に、参考といたしまして、資料3に基づいて事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（小山内調整担当係長） それでは、時間がないものですから、資料3-1と3-2をあわせてお話しさせていただきたいと思います。

まず、3-1からですが、私ども札幌市の方では、先ほど大宮委員からもありましたように、どこでこういうものがとれるのかというところに対しては非常に課題が残っていると認識しておりますが、大まかに、情報提供につきましては、こういう媒体を用いまして、内容としてはこういうもので、時期的にはこういうものだというふうに、ざっくりしたものを上げております。

最近では、私どもとしましてはホームページをよく使います。ホームページは、迅速に情報を流せるという利点があるのですが、裏を返せば、OA機器を用いない方に対しましては、当然、その周知ができないという状況があります。

2つ目には、先ほども配りましたキッチンメールというものを作りまして、市民の皆さん方に情報提供しているところです。

それから、時事的な問題や話題とか、何か募集をかけたりする場合には、広報さっぽろを通じまして情報提供させてもらう場合もあります。

また、最近、私どもは、皆様への情報提供の一環として、広告を少し始めておりまして、地下鉄の車内広告ですとか、札幌市の食品衛生管理認定制度、「しょくまる」と申しますけれども、これにつきましても、地下鉄のホームなどに、裏から電気を当てるような広告があるのですが、そういう電照広告もしております。

あとは、当然、メディアですね。各種事件とか行政処分を公表する場合や、新規事業なんかを出す場合には、必ず我々の広報課を通じましてメディアの方にご紹介させてもらっております。取り上げられるかどうかは、あくまでも受け手側の判断ですので、全部が全部取り入れられるわけではないですが、我々としては出しているところです。

また、皆様方のところに直接お邪魔してお話しすることといたしましては、一般的には、事業者を対象として食品衛生講習会をやっております。時期的には夏、冬などで、12月は1日から28日まで全国一斉に年末一斉監視という時期になっております。我々職員が立ち入りしたり、もしくは、皆さん方のところにお邪魔して講習会をさせていただいたりというようなことをしています。

また、事業者の皆さんから要望があれば、そちらの方に赴いて個別に講習会をする場合もございます。

また、出前講座という市のシステムがありますが、町内会とかいろいろな集まりの中でこういうテーマに沿ってお話ししてほしいということがあれば、我々はそちらの方に赴いてお話をさせていただきます。

それから、各種パンフレットとしましては、最近、食中毒予防のハンドブックみたいのをつくったり、キノコや山菜、毒草のハンドブックをつくったり、いろいろなことをやっています。一番新しいものは、「ちょっと待って！お肉の生食」というもので、この前、読売新聞に取り上げていただきました。きょうは手持ちがなくて申しわけないのですが、そういうパンフレットをつくりまして、市民の皆様に出しております。

大まかに、情報提供についてはこのようなことをやっております。

また、2番目の地域での活動への支援ということについてですが、市民の皆様方、事業者さんでもよろしいのですが、自分たちの会社で、自分たちの地域、もしくは集まり、団体の中で、我々はこういうことをやっている、だから、行政にはこういうことを手伝ってほしいということがあるのであれば、こういう支援を我々の方もしていかなければならないだろうと考えておりますので、そういうことも条例の中で盛り込むことが一つの選択肢としてあるのかなと思っております。

例えば、自分たちの仲間で食品事業者と意見交換をしたいとか、工場を見学したいということがあったとします。そのときに、わからないからどうしたらいいのだろうかという話があったときに、我々が、事業者さんと市民の間に入って、こういう目的で皆さん方とお話をしたいとか、工場を見せてほしいというお話が来ていますというコーディネートの方があります。また、例えば、地域の情報誌や、会報誌などを自分たちで持っていて、夏になったら食中毒がふえてくる、もしくは、冬場はノロウイルスがふえてくるけれども、その場合の予防策について原稿を書いてほしいとか、そういうような話題提供などのご要望があれば、それに対応するなど支援例の一つとしてこういうものがあるのかなというふうに考えています。そういうことを条例の中に情報提供とか地域での活動への支援ということで盛り込んでいくということも考えられるのかなということです。

また、資料3-2ですが、市民と事業所さんのことも含めて、意見の反映についてですが、我々は、直ぐに意見を反映するのは難しいところがありますが、ここで上げているのは、意見の収集方法としまして、私どもはこういうことをやっていますということで上げさせてもらっています。

主なものは、これは当然随時ですが、市民相談を受けております。2つ目は、例えば計画ものとか、今回の条例案をつくるというようなときにはパブリックコメントを実施いたしまして、皆様方からご意見をいただいております。

それから、市民アンケートも適時やっております、行政が設定したテーマで皆さん方に無作為でアンケートを行ったり、あとは、今日お集まりのように、外部委員会ということで皆様方の意見をお聞きしております。それから、今、私どもの事業で食の安全・安心モニター制度というものを持ってしまして、定期的に30名の方にモニターとして委嘱し

ておりまして、市民、消費者の目線で、ふだんの買い物とか飲食の際に、食品の取扱い等の中で気づいた点について意見をいただいたり、調査してもらって、報告していただくということをやっています。あとは、各種イベントでアンケートをとったり、さまざまな方法で意見収集の仕方をしているところがございます。

先ほど大宮委員からもありましたように、依然として、例えばパンフレットをどこに置いているのかというようなことが課題として残っておりますが、札幌市では、現在、こういったことでやらせていただいております。

今後、札幌市の食の安全・安心の取り組みとして具体的にどんなことが考えられるかという中で、ご意見をいただければと思っています。

○大西部会長 どうもありがとうございました。

当初は、3番目の議題を二つに分けてご検討いただく予定でしたが、式次第の最後の(3)、①、②、情報及び地域での取り組みへの札幌市による支援と、市民（事業者）意見の札幌市の施策に対する反映について、この両方をまとめてご紹介いただきました。両方あわせてご発言を賜りたいと思います。ご自由をお願いいたします。

大宮委員からご発言がありましたけれども、私も、札幌市はこんなにたくさんのことをやっているのだということはこの表を見て初めて知った状況です。これは、保健所だけの問題ではなくて、一般的な問題だろうと思いますが、何か一工夫できないものかと思いません。

○大宮委員 今の話ですけれども、情報の発信の仕方及び消費者がわかりやすい形で情報を得られるという方法なのですが、よく観光地に行くと、日本では余り見ませんが、インフォメーションのiのマークがついていて、そこに行くと、とにかく観光情報から、バスの手配から、ホテルの手配から、何から何まで観光客の質問に答えてくれるみたいなのところがありますね。知らない土地へ旅に行くと、旅行者としてはそこがとにかく頼りになるわけです。そういうような形で、保健所に行くときっと何か答えてくれるだろうなという思いは今ももちろんあると思うのですが、消費者は保健所まで行くところの足が重たいと思うのです。だから、市役所でもいいですけれども、もっと人が集まる場所に、札幌の食にかかわることだったらここに聞こうみたいなマークをつけて、そういうマークのあるところに行ったらもっと簡単に答えてくれるみたいな、いろいろな情報をそこで得ることができて、パンフレットから何から全部もらえるような場所を、もっと皆さんの利用しやすいような環境で、ほんの小さなスペースでいいと思うのですが、あったらいいのではないかと思います。

あと二つほどあります。

5番目の食の安全・安心モニターというのは、こんなことをやっているんだと私は初めて知ったのですが、30名と言わずに、何名とは言わないけれども、結構多数という印象を持たせるようにして、事業者側にだれが覆面のチェッカーなのだというプレッシャーをかけられるぐらいにしたらいいかもしいかなと思いました。

もう一つは、前回か前々回に、札幌市の農業について、都市型農業ということで、農業については北海道の施策があるということで、北海道とは違う立場なので無視しないでほしいということをお話を私が申し上げたと思います。

さっぽろ産業振興財団という財団がありまして、中小企業とか零細企業を支援するようなことをしている組織ですが、そこで、去年の春に、私は支援アドバイザーとして農業の生産者と飲食店とか加工業者をつなげるようなことをしているのですけれども、その仕事の一環としてつくった冊子が、今、皆さんのお手元にあるものです。札幌市内の飲食店で、札幌市とか近郊の生産者さんから直接野菜を仕入れて、メニューとして消費者に提供しているレストランを集めて、ちょっとグルメ雑誌っぽく札幌の農業を紹介した冊子です。これは、でき上がってみると、グルメ雑誌としても使えるねみtainな形で、ここまで立派なものではなくても、多分、観光の方も含めて、札幌に住んでいらっしゃる方も、安全な食材を使ったお店はどこにあるのかという何かの目安になると思っています。

先ほど、マップをつくるというお話もありましたが、こういうものをたくさんつくるのも一つの手かだと思いますし、消費者のモチベーションをもっと上げるような形にできるのではないかと思います。

○大西部会長 貴重な情報提供をありがとうございます。

最後の奥付を拝見すると、大宮委員のお名前もしっかり印刷されていますが、こういう立派なパンフレットが存在していることさえ私は知りませんでした。

○大宮委員 予算の問題で印刷部数が非常に少なく、あっという間になくなってしまったのです。これは、駅の「どさんこプラザ」にも置いたのですが、あそこで観光の方に見てもらえればいいなと思って置いたら、すぐなくなってしまいました。あとは予算がなくて増刷できなかったという幻のグルメ雑誌です。

○藤原委員 経産省ですか。

○大宮委員 経産省の予算でつくりました。

○藤原委員 連携事業のね。

○大西部会長 本当に貴重な情報提供をどうもありがとうございました。

藤原委員、お願いします。

○藤原委員 こういう食については、先ほどからもお話がありますが、二通りあると思うのです。市民、道民と、もう一つは観光客です。今ご紹介いただいたものは両方になると思いますが、どちらを主体ということも言えないでしょうけれども、市民を対象にと考えますと、広報の手段としては、月に1回、広報さっぽろを各町内会から配付されて、これはしっかり見ておりましたが、結構いろいろなことが網羅されておりますので、これは最大の広報手段なのかなと思います。定期的な月1回のものですね。それ以外の方法としては、かなりメニューが出ていますので、やっぺらっぺらっぺらのだなと思います。

それとは別に、これについて見る方と見ない方があると思うのですが、今、札幌市の方ではまちづくりセンターが結構推進されていると思いますので、そちらの方で、食につい

ての何がしかの支援ということは今現在なさっているのでしょうか。

○事務局（小山内調整担当係長） 今のところ、まちづくりセンターにおいて、特別に子どもが食の安全・安心に関して何かやっているということはありません。何か特化したことがあるときはお願いすることがあるのかもしれませんが、我々が知っている中では、ないと思います。

○藤原委員 今、まちづくりセンターは、地域の掘り起こし、活性化ということでいろいろされていますので、そこに便乗というわけでもないのですが、食文化、食育ということを含めて、そちらの拠点にあわせて相乗りして展開すれば、より効果的なものが生まれてくるのではないかなと一市民として思うのです。

今、食文化、食育ということを中心にしていかなければ、先ほどのアレルギーというもの、それぞれの自己責任と言いつつも、家庭環境だと思えるのですね。やはり、アレルギーのほとんどは、私の認識では、ケミカル系のものが結構左右しているというふうに聞いております。それがすべてではないとは思いますが、そういうものも含めて、ちゃんとしたというか、私も結構買って食べるのが多いのですが、食という基本的なことは、もう一度、地域ぐるみで改めて考えていただく機会を設けながら、そこで食の安全・安心を学んでいただくという支援を進めていかれたらいいかなと思います。

それから、モニター制度については、私も数をたくさんされた方がいいと思います。ちょっと大変かと思いますが、この周知というか、モニター制度はインターネットでされているのですか。

○事務局（小山内調整担当係長） もちろん、インターネットの方でも周知させていただいていますし、募集の際には、各区の区民センターや区役所の方にも募集の用紙を送らせていただいております。これは、事業としては2年目になっておまして、今年度につきましては、5月に申し込みをしまして、60名弱ぐらいの方から申し込みがあったところです。我々の運営上の話があって、要項上は30名ということで、その中から選考させていただいているところではあるのですが、今、大宮委員からも藤原委員からも数は多い方がいいという話を受けまして、今後の参考にしたいと思っております。

○藤原委員 札幌は10区ありますから、そういう意味では、単純に計算すると1区で3人というのはちょっと少な過ぎると思います。アンケートのモニターの集計上、予算もあろうかと思うので、再検討いただければと思います。

そういう意味では、今、札幌市全体として、まちづくりの取り組みが始められているところでもございますので、そういう拠点を活用して、縦割りではなく、連携していろいろやっていただければいいのかなと思います。これは市民に対してですね。観光客については別になるかと思うのですが、その点だけを私の意見として申し上げたいと思います。

○大西部会長 どうもありがとうございました。

事業者サイドの皆さんから、こういう札幌市の支援とか札幌市の行政活動への意見の反映についてご意見ございませんでしょうか。

田中委員、いかがですか。

○田中委員 特別な意見はないですが、行政としていろいろやられているなという感想です。

○大西部会長 大金委員はいかがですか。

○大金委員 僕も同じで、行政の方としてはやっていますよね。先ほども言いましたが、これに興味のある人は確実に情報が入る仕組みになっているのです。昔から比べれば、インターネットで簡単に見られますからね、時間もかからずに。

問題は、興味のない人たちにどうするかですね。事業者だって、いいかげんにやる事業者は見ませんからね。市民も、いろいろな話があるのですけれども、興味を持っている方はきっと見ると思います。今ぐらい見やすいシステムになっているところは世界中でもないのではないですか。要するに、見ないのですよ。そこが問題というか、一番のテーマです。だから、それをどうわかりやすくするかが頭を悩ますところです。

僕は、行政はやっていると思います。事業者自体が知ろうと思えば、今はいくらでも知ることができます。

○大西部会長 その情報源にどうやってアクセスさせるかですね。

先ほど、大宮委員からご紹介がありましたけれども、この食の問題というのは、産業、地域振興の問題にも繋がります。

一つ、ご意見の中に出てきておりませんので、私から発言させていただきます。

食育という問題もありまして、結局、小さいときから安全・安心に関する情報提供、教育をしていけば一番着実なのだろうと思うのですが、保育所、幼稚園に始まって高校くらいまで札幌市の影響は及ぶと思いますけれども、そういう場面で、食の安全・安心について教育委員会等に対して何か働きかけはなされていますか。

○事務局（宮原食の安全推進課長） 教育委員会とか保育というところと連携しながらやっている事業といいますと、今、子どもさんの手洗いの関係が重要だということで、今、札幌独自で、踊って、歌って、手洗いを行おうというものを作成しているところです。子ども未来局でしょうか、保育園を所管しているところと保健所と共同しながらやっているところです。

また、今回の放射性物質につきましても、学校給食の方は教育委員会の方で検査を行うのですけれども、連携しながらやっていくという形での対応はとっているところです。

○大西部会長 どうもありがとうございました。

時間が過ぎておりますが、ここでさらに何かつけ加えたいということがございましたら、どうぞ遠慮なくお願いしたいと思います。

○大宮委員 最後に一つだけ、可能性がないのだったらいいのですが、ちょっと可能性についても考えてもらいたいと思う意見が一つあります。

食品の安全・安心について考えたときに、私たちみたいな一般の消費者は、基本的に、地産地消というか、地元のものを食べていきたいという思いがあるのです。要は、フード

マイレージという言葉が市民権を得てきていますが、フードマイルを何とか取り入れられないかと思っているのです。

これは、産地からの距離ですね。例えば、札幌で食品を買ったときに、原材料となっているのはどこのものなのか、普通に野菜やお肉とか買うときに産地はどこなのかということで、マイルがどのぐらいか、そのフードマイルの少ない食品を買っていかうということです。意識の高い人たちの中では既にそうなっていると思いますが、数字で一目見て100マイル以下などということが何となくわかれば、買い物の目安にもなるし、飲食店を選ぶときの目安にもなると思うのです。

まだ考えが固まっていませんが、この条例の中でフードマイルを取り入れられないかなと考えていました。可能性としてあるかないか、皆さんの意見を聞きたいと思っていました。

○大西部会長 新しい概念が出てきて、私もちょっと戸惑いましたが、ご趣旨はよくわかりました。今日はちょっと無理ですが、次回、もし関連する資料等が用意できればお願いしたいと思います。

それでは、まだご意見が出尽くしていないかもしれませんが、事務局の方で、本日承りました意見を前2回の会議結果に加えて整理させていただきたいと思います。

それから、毎度ですが、後日、追加のご意見がございましたら、別途、事務局へご連絡いただければと思います。

議題の最後にその他とありますが、各委員の方から何かございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○大西部会長 ありがとうございます。

ないようですので、これをもちまして、本日の議事はすべて終了です。

長い時間、どうもありがとうございました。

○事務局（宮原食の安全推進課長） 部会長、どうもありがとうございました。

ただいま、部会長からお話がございましたとおり、本日の会議終了後、何かございましたら、適宜、事務局までご連絡いただければと存じます。

次回の会議の開催につきましては、2月の初旬あたりを予定しております。寒さ厳しい季節でございますけれども、出席のほど、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

また、その際、事務局より事前に日程調整をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

4. 閉 会

○事務局（宮原食の安全推進課長） それでは、これをもちまして閉会とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。